

第12号様式

「第三者による照査等」の計画概要

※本書の提出は、「第三者による照査等」の実施が義務付けられている場合に限る。

1. 「第三者による照査等」の実施者

(1) 企業

業種について

注 千葉県水道局建設工事等に係る委託業務の低入札価格調査試行実施要領（以下「要領」という。）第20条第2項第1号及び第2号並びに別紙4を参照し、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿の希望登録業種に相当する業種を記載する。

（記載例：建築一般、衛生、電気、河川、道路、測量一般、地図調整、地質調査、補償コンサルタント、等）

(2) 技術者

照査等を適切に行うために必要な資格、経験等について

注 要領第20条第2項第3号及び別紙5を参照し、「第三者による照査等」を実施する技術者について、想定する資格、経験等について記載する。

（記載例：技術士（建設部門）、一級建築士、測量士、地質調査技士、補償業務管理士、等）

2. 「第三者による照査等」の内容

本委託業務における想定する照査等の内容の概要

注 特記仕様書その他の関係書類を参照して記載する。

(1) 概要

（記載例：〇〇計画書の確認、〇〇条件の照査、〇〇計算と図面との整合性、
〇〇測定の立会い・実施、土質定数設定の妥当性の確認、等）

(2) 実施時期

前述の「概要」に記載した照査等を実施する時期を記載する。

（記載例：基本条件の整理時、成果品打合せ時、実施計画書作成時、基本測量終了後、〇〇測量実施時等）